

労働者休暇規則

| | |
|--------|--|
| 第 1 条 | 本規則は、労働基準法(以下、「労基法」という)第 43 条の規定に基づき定める。 |
| 第 2 条 | 労働者が結婚する場合、8 日の結婚休暇を与え、賃金は通常通り支払う。 |
| 第 3 条 | 労働者の忌引休暇は次の通りとする: <ol style="list-style-type: none"> 1. 父母、養父母、継父母、配偶者が死亡した場合、8 日の忌引休暇を与え、賃金は通常通り支払う。 2. 祖父母、子女、配偶者の父母、配偶者の養父母又は継父母が死亡した場合、6 日の忌引休暇を与え、賃金は通常通り支払う。 3. 兄弟姉妹及び配偶者の祖父母が死亡した場合、3 日の忌引休暇を与え、賃金は通常通り支払う。 |
| 第 4 条 | 労働者が、普通傷害、疾病又は生理を理由に、治療又は休養を必要とする場合、以下の規定範囲内において、普通傷病休暇を申請することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 入院していない場合、一年内の休暇日数は計 30 日を超えてはならない。 2. 入院した場合、二年内の休暇日数は計 1 年を超えてはならない。 3. 入院していない場合と入院した場合の傷病休暇は、二年以内において計 1 年を超えてはならない。(第 1 項) <p>一年内の普通傷病休暇で 30 日を超えない部分については、半分の賃金を支給し、それが受給した労働者保険の普通傷病支給額が賃金の半額に満たない場合、使用者によりこれが補足される。(第 2 項)</p> |
| 第 5 条 | 労働者の普通傷病休暇が前条第 1 項規定の期限を超え、自己都合の休暇又は特別休暇を充てた後においても完治しない場合、休職とするが、かかる休職期間は 1 年を上限とする。 |
| 第 6 条 | 労働者が職業災害により、身体障害、傷害又は疾病した場合、その治療、休養期間は、公傷休暇とする。 |
| 第 7 条 | 労働者が自ら処理する必要のある事情が生じた場合、自己都合の休暇を申請することができ、一年内の休暇日数は計 14 日を超えてはならない。自己都合の休暇期間は、賃金を支給しない。 |
| 第 8 条 | 労働者は法令規定に基づき、公用休暇をとることができ、賃金は通常通り支給し、その休暇期間は、実際の必要性に応じ定める。 |
| 第 9 条 | 使用者は、労働者の結婚休暇、忌引休暇及び公用休暇を理由に、労働者の皆勤手当を差し引いてはならない。 |
| 第 10 条 | 労働者が休暇を申出する場合、労働者は自ら、口頭又は書面により、休暇理由及び休暇日数を事前に申出なければならない。但し、急病又は緊急事態が生じた場合、他人に委託し休暇申出の手続きを行うことができ、使用者は、労働者に関連証明資料の提出を要求することができる。 |
| 第 11 条 | 使用者又は労働者が本規則の規定に違反した場合、主務機関は本法の関連規定に基づき取り扱う。 |
| 第 12 条 | 本条例は、公布日より施行される。 |

【この和訳は、参考のみの資料ですので、正確な条文の解釈は、原文の中国語文に基づき解釈頂くようお願い申し上げます。】

本訳文は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。